

12月13日の本会議において、総務常任委員会に付託された議案第64号、議案第66号から議案第68号、議案第75号から議案第77号、議案第80号及び議案第81号の9議案について、12月16日に開催した委員会の審査結果を報告します。

主な質疑は次のとおりです。

議案第64号 湖南省公文書の管理に関する条例の制定について、

この条例を制定するにあたって、ひな形があると思うがとの質疑に対し、滋賀県や甲賀市、野洲市、草津市のものを参考にしましたとの答弁でした。

また、公文書の取り扱いについて、何か問題が生じた事例があったために条例を制定することになったのかとの質疑に対し、社会の流れにより国が法律を定めたこと、県内各市町でも条例化が進んでいることから、本市においても制定することとなりましたとの答弁でした。

さらに、国の公文書管理法には地方公共団体による条例化は努力義務とされているが、湖南省が今日まで制定しなかった理由はとの質疑に対しては、あくまで努力義務であったのですぐにこたえることはできなかったが、昨年度から公文書電子決済システムを導入したタイミングで再度適確な運用・管理に努めていくことを確認し今回制定するに至りましたとの答弁でした。

議案第66号 湖南省個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、

今回法律改正に伴う「条項ずれ」のみの改正ということだが、具体的に何がどう変わるのかとの質疑に対し、市に関わるものとしては、マイナンバー法の改正です。マイナンバーカードがスマートフォンで利用できるようになります。マイナンバーカードがなくてもスマートフォンだけで手続きを行うことができるという形になり利便性が向上したものですとの答弁でした。

議案第67号 湖南省附属機関設置条例及び湖南省特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、

湖南省には検討会や審議会、委員会など多くの組織があり、それぞれに委員がいるが、こうした人たちすべてに適用されるという解釈でよいのかとの質疑に対し、今まで要綱等の内規で設置されていた委員会については、組織の性格と位置づけを見直し「附属機関」に該当するものは条例に位置づけました。庁内で組織を洗い出し担当部局と協議したうえで、今回これだけの組織について条例への位置づけを行いましたとの答弁でした。

議案第68号 湖南省行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、

資料にある「柔軟な納付方法等の設定」の具体的な意味はとの質疑に対し、太陽光パネルや携帯電話会社の基地局など複数年行政財産として許可を出せるものについて、現在は原則1年に一回の許可となっているが、事務を簡素化し利便性を向上させるために、まず複数年のものを決めて、それにより年度ごとに徴収できるよう改正するものですとの答弁でした。

議案第75号 指定管理者の指定について、

石部宿田楽茶屋は食事を提供するなどしているが、いしべ宿駅はさほど利用がないということで、これら2つを一緒に指定管理で出さなければならなかったのかとの質疑に対し、設置目的が同じようなもの、また、直線距離として約250mと同じエリアにあるので一括りとしています。それぞれ指定管理に出すということも可能ですが、それぞれに人件費もかかってくるので一緒に出しましたとの答弁でした。

また、今年度まで同じように指定管理を受けていたわけだが、改善すべき点などの話はなかったのかとの質疑に対し、募集にあたって、いしべ宿駅については利用が少ないということもあり、サウンディング的にまちづくり協議会に声をかけまして、いしべ宿駅だけを指定管理に出せないかとの話もありました。今回、担当部局としてはスケールメリット、今まで実績があることを考慮して両施設まとめて出させていただきましたとの答弁でした。

さらに、今回の基準額469万7千円は前回と比べて多くなったのか少なくなったのか、その根拠はとの質疑に対しては、前回の基準価格は210万3千円です。人件費の増と燃料費の高騰が理由で多くなっていますとの答弁でした。

議案第76号 財産の無償譲渡について、

旧岩根会館を岩根東口区に無償譲渡するということだが、岩根学区内の他区が同施設を使用することを希望したとき、岩根東口区が何か取り決めのようなものを行うのかとの質疑に対し、譲渡後は自治会館の扱いになるので以前の旧岩根会館のような使い方にはなりません、利用にあたっては、他の自治会館と同様に、各區で話し合ってもらえればと思いますとの答弁でした。

議案第77号 旧慣使用権の廃止について、

地目が「墓地」になっているが、いま現在そうした形で利用されているのかとの質疑に対し、現土地は現在も夏見区の墓地として利用されています。今回旧慣使用権のある土地すべてを売却するというわけではなく、一部を売却するもの

ですとの答弁でした。

また、今回申し入れがあって行われるものなのか、市のほうで行うことになったのかとの質疑に対しては、この土地を処分するきっかけは、夏見区から財産処分申請書が提出されたことです。それに基づいて手続きを開始しましたとの答弁でした。

議案第80号 甲賀広域行政組合の規約変更について、

なぜ組合議会のことを湖南省議会で審議するのか。その根拠はどの質疑に対し、地方自治法の規定により行政組合を構成するそれぞれの団体の議会において議決しなければならないことになっておりますとの答弁でした。

議案第81号 湖南省職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、

今回人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じて市職員の給与改定等を行うということだが、それに準じず給与改定を行わなければどうなるのか、過去に旧甲西町・湖南省において、また、県内他市町において、そういった事例はあるのかとの質疑に対し、人事院勧告に基づいていない市町は最近ではありません。過去においても本市も人事院勧告どおりに実施しているものと認識していますとの答弁でした。

以上が質疑の概要であります。その後、各議案に対して討論はなく、採決を行いました。

その結果、議案第64号・67号・68号・75号・76号・77号・80号・81号については、全員賛成で「原案どおり可決すべきもの」と決定しました。

また、議案第66号については、賛成多数で「原案どおり可決すべきもの」と決定しました。